

化学物質の中には、それらが持つ有害性や危険性のため、法令によって規制を受けているものが多数ある。これらの物質を使用する者は、以下の関連項目を熟読し、理解した上で使用すること。

## ● 麻薬

### ・主な関係法令

麻薬及び向精神薬取締法

（ <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S28/S28HO014.html> ）

※ 新たな使用の検討、許可内容の変更、廃棄等の際は、安全管理センターまでご連絡ください。

### ◆ 入手する前に

麻薬を入手し使用するためには、「麻薬研究者」の申請を神奈川県知事宛行い、個別に免許を取得しなければならない。免許の有効期限は、免許を受けた日から翌年の 12/31 まで。有効期限以降もして使用する場合は、その年の 10/1～10/31 までの間に免許の継続申請をしなければならない。また免許に記載のある次の事項に変更が生じたときは、15 日以内に免許の書き換えが必要となる。

- ・住所、氏名、麻薬研究施設の名称及び所在地
- ・従として研究する麻薬研究施設の名称及び所在地

参考 HP：麻薬取扱者免許の手続きについて（神奈川県）

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4748/>

### ◆ 購入・取扱い

麻薬を譲り受ける（購入する）ときは、必ず神奈川県内の麻薬卸売業者から直接譲り受ける。麻薬を譲り受けたら、まず容器ごと帳簿を作成する（使用した量、使用者や使用目的、またこれらの年月日等が明確にわかるもの）。そして、前年 10/1～当年 9/30 までに使用等した記録を「麻薬年間届（指定書式あり）」として、当年 11/30 までに提出しなければならない。この年間届は使用の有無にかかわらず提出する必要がある。

### ◆ 保管

・麻薬は、免許証に記載されている主たる業務所で、鍵のかかる堅固な設備（麻薬保管庫）に保管しなければならない。なお、重量金庫でない場合は建物に固定する等、容易に運べないような措置をとる。（神奈川県では鍵と 3 回合わせ以上のダイヤル錠の麻薬金庫に保管するよう指導されている。）

- ・麻薬保管庫には麻薬以外のものは保管しないこと。

### ◆ 事故

管理している麻薬について、滅失、盗難、流出、麻薬注射液の未回収などの事故が生じたときは、速やかに「麻薬事故届」を提出しなければならない。

◆ 廃棄

・申請していた麻薬を使用しなくなった場合は、使用しなくなった日から15日以内に業務廃止届に麻薬免許を添えて届出しなければならない。(有効期間満了時に継続しなかった場合も同様)

・麻薬を廃棄する場合には、あらかじめ麻薬廃棄届を県薬務課へ提出し、県薬務課の担当職員の立会のもとで行わなければならない。また麻薬の譲渡・移管は法令上厳しい規制があるので注意が必要である。

● 向精神薬

◆ 主な関係法令

麻薬及び向精神薬取締法

( <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S28/S28HO014.html> )

※ 新たな使用の検討、許可内容の変更、廃棄等の際は、安全管理センターまでご連絡ください。

◆ 入手する前に

向精神薬は学部ごとに免許を受けており、個別の免許は不要だが、許可内容の変更(新たな使用、物質や保管場所の変更等)がある場合は、事前に県薬務課へ変更届を提出する必要がある。

参考 HP：向精神薬の取扱い・研究に係る免許等について(神奈川県)

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4748/p46522.html>

◆ 購入・取扱い

向精神薬を入手(購入等)したら、「品名・数量」「譲受・譲渡または廃棄した年月日」「譲受け・譲渡しの相手方の氏名または名称および住所」を記録する。(伝票を持ってこれに代えることも可能)

◆ 保管

向精神薬は、登録した施設内で保管すること。また盗難防止のため、常時人がいない場所では鍵をかけた保管庫にて保管すること。

◆ 事故

指定数量以上の漏洩・盗難・紛失等が確認された場合は、速やかに向精神薬事故届を提出しなければならない。

◆ 廃棄

向精神薬を廃棄するときは、焼却、希釈等、回収が困難な方法によらなければならない。また他研究機関等へ譲渡するときは、相手方が向精神薬試験研究施設設置者であることを確認すること。

● 覚せい剤

◆ 主な関係法令

覚せい剤取締法

( <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S26/S26HO252.html> )

※ 使用を検討されている場合は、安全管理センターまでご連絡ください。

◆ 入手する前に

覚せい剤を使用するためには、「覚せい剤研究者」の指定申請を神奈川県知事宛行い、指定を受けなければならない。指定の有効期限は、指定を受けた日から翌年の12/31まで。有効期限以降もして使用する場合には、再度神奈川県知事宛に指定申請を行う。

なお、有効期限内に指定証に変更があった場合は、15日以内に変更届を提出する。

◆ 購入・取扱い、保管、事故時、実験廃止時

原則、麻薬に準ずる。なお、年間報告書の提出日が麻薬とは異なるので注意が必要である。(前年12/1～当年11/30までの使用量を12/15までに報告。)

● 特定毒物・毒物・劇物・

◆ 主な関係法令

毒物及び劇物取締法 ( <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S25/S25HO303.html> )

◆ 入手する前に

・特定毒物を使用するためには、「特定毒物研究者」の許可申請を神奈川県知事宛行い、許可を受けなければならない。なお、この許可に関して期限はないが、変更があったときは変更届を提出する。

・その他毒物および劇物においては、使用等にあって行政等への届け出は不要だが、非届出業務上取扱者として、法令の遵守義務がある。

◆ 取扱、保管、廃棄

・毒物・劇物は施錠ができる専用貯蔵庫にて保管する。また容器・貯蔵庫ともに「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の法定表示があることを確認する。

・実験後の廃液は、毒性が完全に失われているわけではないので、薬品と同様に扱い、指定の廃液処理日に排出する。

● 危険物

◆ 主な関係法令

消防法

( <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S23/S23HO186.html> )

◆ 入手する前に

危険物は法令に基づき、貯蔵できる量が制限されているので、購入は必要最低限に抑え、ストックを持たないようにする。

◆ 取扱

危険物は、可燃性、引火性、支燃性といった性質をもっているため、容易に火災や爆発といった事故を引き起こす可能性のある物質である。そのため、当然のことながら火気は厳禁であり、また衝撃による火花や静電気といった、思わぬ火源によって引火する危険性があるので注意する。

◆ 保管、廃棄

通常の実験室には、原則としてすぐに使用するもののみを置き、保管は指定の危険物貯蔵所にて行う。

実験後の廃液についても、危険物の性質は失われないので、火気や静電気等に十分注意して保管し、指定の廃液処理日に排出する。

● 有機溶剤

◆ 主な関係法令

有機溶剤中毒予防規則

( <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S47/S47F04101000036.html> )

◆ 入手する前に

有機溶剤は、低濃度であっても長期間暴露されると蓄積毒性（慢性中毒）を引き起こす危険性を持っているので、使用する実験室には局所排気装置（ドラフトチャンバー等）の設置が必要である。

◆ 取扱

・有機溶剤は常温では液体だが、一般的に揮発性が高いため、呼吸を通じて体内に吸収されやすい。また油脂に溶ける性質があることから、皮膚からも吸収される。よって有機溶剤の取扱は局所排気装置内で行い、直接人体に触れないようにすることが重要である。

・常時一定量以上の有機溶剤を使用する場合、特殊健康診断の受診と実験室の作業環境測定が法令により義務付けられている。

**※ 特殊健康診断および作業環境測定については、安全管理センターより該当者に対し、実施要項等を個別に連絡します。**

◆ 保管、廃棄

・使用、保管する施設には法定表示を行う。

・揮発性が高い物質であるため、薬品ビンや廃液タンクのふたを必ず閉めること。

● 特定化学物質

◆ 主な関係法令

特定化学物質障害防止規則

( <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S47/S47F04101000039.html> )

◆ 入手する前に

特定化学物質は、使用者に健康障害を発生させる（可能性が高い）物質として法令により使用方法等が規制されているものである。これらを使用する場合も有機溶剤と同じく、局所排気装置の設置が必要である。

◆ 取扱

・有機溶剤と同様、人体に入れない（誤飲、吸入、吸収等）ことが重要となるので、取扱は局所排気装置内で行う。

・常時一定量以上の特定化学物質を使用する場合、特殊健康診断の受診と実験室の作業環境測定が法令により義務付けられている。

※ 特殊健康診断および作業環境測定については、安全管理センターより該当者に対し、実施要項等を個別に連絡します。

◆ 保管、廃棄

- ・特定化学物質を取扱、保管する施設での飲食喫煙は法令で禁止されている。
- ・廃液であっても有害性は失われないので、廃液タンクのふたはしめる。